

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和2年4月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
東かがわ市小海字柞谷2456番2	田	975.0
東かがわ市小海字柞谷2503番	田	1,394.0
東かがわ市小海字柞谷2700番	田	2,819.0

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和2年6月1日	権利の始期から令和22年5月31日まで	76,760

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人香川県農地機構 理事長 新池 伸司 高松市松島町1丁目17番28号

4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等	所有者等の住所
東かがわ市小海字柞谷2456番2	(亡) 六車 守	東かがわ市小海2490番地
東かがわ市小海字柞谷2503番	(亡) 六車 守	東かがわ市小海2490番地
東かがわ市小海字柞谷2700番	(亡) 六車 守	東かがわ市小海2490番地

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに高松法務局に補償金を供託する。